別表六㈠付表一の表中「他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計（別表十八「27の計」）－(1)」を「他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計（別表十八(一)「29の計」）－(1)」に、「他の通算法人の支払利子合計額の合計（別表十八「28の計」）－(6)」を「他の通算法人の支払利子合計額の合計（別表十八(一)「30の計」）－(6)」に、「当初申告適用関連法人配当合計額の合計の４％相当額（この申告前の(3)）×0.04／当初申告支払利子合計額の合計の10％相当額（この申告前の(8)）×0.1」を「当初申告適用関連法人配当合計額の合計の４％相当額（当初申告の(3)）×0.04／当初申告支払利子合計額の合計の10％相当額（当初申告の(8)）×0.1」に、「利子修正額(6)－(この申告前の(6))」を「利子修正額(6)－(当初申告の(6))」に改め、同表の記載要領等第11号中「「(4)」から「(8)」までの各欄のみ記載する」を「「(9)」から「(14)」までの各欄は、記載しない」に改め、同第四号を次のように改める。

４　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

⑴　「法第64条の５第６項の規定の適用がある場合、(15)＜(16)である場合又は(17)＜(18)である場合　(19)」の欄が「非該当」である場合には、「(10)」から「(12)」までの各欄には、法第74条第１項（確定申告）の規定による申告書に添付された別表八(一)付表二「10」から「12」までの各欄の金額（既に令第19条第８項の通算事業年度について修正申告書（当該修正申告書に添付された別表八(一)付表二「19」の欄に「該当」と記載されているものに限る。）の提出又は更正（当該更正に基づき「法第64条の５第６項の規定の適用がある場合、(15)＜(16)である場合又は(17)＜(18)である場合　(19)」の欄を記載するものとした場合に「該当」と記載されることとなるものに限る。）がされていた場合（⑵において「既に修正申告等があつた場合」という。）には、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（⑵において「直近修正申告書等」という。）に基づき「(10)」から「(12)」までの各欄の金額として計算される金額）を記載すること。

⑵　既に修正申告等があつた場合には、「当初申告適用関連法人配当合計額の合計の４％相当額（当初申告の(3)）×0.04　(15)」、「当初申告支払利子合計額の合計の10％相当額（当初申告の(8)）×0.1　(16)」及び「利子修正額(6)－(当初申告の(6))　(21)」の各欄は、直近修正申告書等に基づき「計(1)+(2)　(3)」、「支払利子合計額(4)－(5)（マイナスの場合は０）　(6)」及び「計(6)+(7)　(8)」の金額として計算される金額を、それぞれ「当初申告の(3)」、「当初申告の(6)」及び「当初申告の(8)」の金額として、当該各欄の金額を計算すること。

別表六㈡の表を次のように改める。